

## 生活保護基準引下げ取消訴訟・神奈川 公正な判決を求める請願書

横浜地方裁判所におかれては、慎重かつ丁寧な審理をされておりますことに深く感謝いたします。  
さて私たちが訴えた2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均6.5%、最大10%)で、生活保護を利用する96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。これらは生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。また、消費者物価指数の値下がりや、過大に影響する計算をし「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明らかになりました。

生活保護を利用する人たちの生活は、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとのつきあいを減らす、など、厳しい生活がさらに厳しくなっています。そればかりか、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪うものであり、今回の引き下げは「健康で文化的な最低限度の生活」を保障すると規定された憲法第25条に明確に違反したものです。

生活保護基準にはナショナル・ミニマムとしての役割があり、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費等の減免の基準にもなっていることから、私たちは生活保護を利用する人だけの問題ではないと多くの人に知らせてきました。

貴裁判所におかれましては、原告の実情やこのような状況を踏まえ、徹底した審理の中で、公正な判決を下されることを強く求めます。

お名前	ご住所

※個人情報適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

※第一次〆切(12月末)、第二次〆切(2022年1月末)

神奈川生存権裁判を支援する会 取扱団体

〒210-0024

神奈川県川崎市川崎区日進町34-30

TEL044-245-8828 Fax044-245-8854